

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年4月24日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

堀 明 人

- 1 監査の結果を公表した日  
令和7年3月31日（宇治市監査委員公表第6号）
- 2 当該通知に係る事項  
次のとおり。

監査対象 産業観光部 観光振興課

監査期間 令和7年1月6日～令和7年2月21日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>使用料収入状況について</p> <p>観光センター使用料について、入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努めるとともに、宇治市観光協会への指導・監督を徹底されたい。</p>	<p>市及び観光協会において令和7年1月28日に基本協定書及び徴収事務委託契約に基づき事務を適正に行うよう指導を行いました。</p> <p>また、市においては月次報告時の確認を、観光協会においては速やかな入金と月次でのチェックを行うよう、担当者へ周知を行い、適正な事務の執行に努めていきます。</p>